

国民年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から52年3月まで

昭和49年9月に夫の転勤に伴い、A市の社宅に転居したころ、社宅の住人達との談笑の際、国民年金が話題となり、任意加入の説明等を受けたので、夫に相談して加入した。保険料を納付していたにもかかわらず、未加入とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続や国民年金保険料の納付状況についての申立内容は、①申立人が当時住んでいた社宅の住人（複数）の証言により、申立人に対して任意加入制度の内容や有用性について説明し、任意加入を勧めたことが確認できたこと、②これらの証言者は、申立期間当時、既に国民年金に任意加入していたこと、③申立人の夫が、確定申告書の提出の際に国民年金保険料の領収書を添付したことを記憶していることなどを踏まえると、不自然ではなく、基本的に信用できるものと考えられる。

また、申立人は、任意加入して以降、付加保険料を含め国民年金保険料をすべて納付しており、さらに、60歳以降も任意加入し付加保険料を含め納付しているなど、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年9月まで

昭和42年ごろに個人創業し、当初は忙しかったことから国民年金に加入していなかったと思うが、申立期間については納付書により金融機関で納付したはずである。私は仕事だけでなく経済面でも計画的に進めてやる方なので、私に未納があるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年末ごろに、申立期間直前の43年8月から45年12月までの分について特例納付しているが、申立人の経営する事業所は、47年に法人化し、53年に厚生年金保険の適用事業所となっており、当時、事業面からみて申立期間についての国民年金保険料を納付するのに十分な資力はあったものと推認され、49年末ごろに申立期間の保険料を未納としたまま、43年8月から45年12月までの分のみ特例納付したとするのは、不自然である。

また、申立人が納付していたとする金融機関の店舗は、昭和36年以前から存在していたことが確認されるなど、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人及びその妻は、申立人の申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 49 年 7 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 39 年 2 月から 49 年 7 月まで
②昭和 50 年 1 月から同年 9 月まで

母が、昭和 49 年ごろ、さかのぼって納付することができる制度を利用して、市役所で加入手続を行うとともに、10 年分の国民年金保険料を支払った。その後は、送られてきた納付書で納付しており、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、昭和 49 年ごろ、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、20 歳までさかのぼって申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の母が納付したとする 49 年は特例納付できる時期であるとともに、納付したとする金額も申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額に概ね一致しているほか、当時、市役所に勤務していた申立人の叔母は、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付するのに同行した旨の証言をしている。

また、一括納付した後は、納付書で納付していたとの供述に不自然な点は見られず、申立期間後の昭和 50 年 10 月以降の国民年金保険料は、60 歳に至るまですべて納付済みとされているほか、申立人は、60 歳になった後も国民年金に任意で加入している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

函館国民年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から46年3月まで

昭和46年10月に結婚し、同年11月に現在の居住地に転入した。転入届の提出の際に、役場の窓口で国民年金に加入するよう指導を受け、加入手続をした。その後、20歳からの未納分を納付するよういわれ、納付書ももらった。保険料の納付時期、金額を証明する資料は無いが、一括で役場又は金融機関で納付したと記憶している。

二回目以降の納付は、町内会の納付組織に毎月納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間前後の納付状況は、社会保険庁の記録及びA町被保険者名簿において、昭和44年1月から45年3月までの分を特例納付として、46年4月から48年3月までの分を現年度分として、47年6月に納付していることが確認でき、申立期間を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、国民年金加入後の初回納付を町内会の納付組織ではなく、役場又は金融機関に納付したと記憶しており、役場では納付できなかった過年度分の保険料は金融機関に納付したものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付しており、その夫も、婚姻後の期間についてはすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

函館国民年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から同年12月まで
B出張所で国民年金の加入手続後、送られてきた納付書により、すべて保険料は納付している。
未納とされている期間は、昭和49年5月から同年12月までで、50年1月から納付となっているが、年度途中の1月から納付することは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日である昭和51年7月時点では、未納期間のうち、46年5月から同年11月まで（申立期間外）の保険料は時効により納付できないが、49年5月から51年3月までの保険料は過年度分として納付可能であり、申立期間を除き保険料は納付済みとされていることから、昭和49年度の一部のみを納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、国民年金の加入手続後の期間について、保険料をすべて納付しており、加入手続の翌月からは付加保険料を17年間納付していることから、当時から保険料の納付意識は高かったと認められる。

さらに、国民年金と厚生年金保険の切替手続を複数回行っているが、いずれも適正に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで

昭和 58 年 3 月に勤めていた会社を退職し独立開業した。同時に国民年金に加入して、59 年 4 月に口座振替になるまで、市役所の窓口で付加保険料と併せて納付してきた。申立期間だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るW市の国民年金被保険者台帳は、何らかの記録が記載された後で消去された形跡がある。一方、社会保険庁の記録では、申立期間は未納となっているが、年度内に一部未納期間がある場合に保存することになっている特殊記録（マイクロフィルム）が存在しない。これらを考え合わせると、全期間納付済みの記録を後日消去したものと推認されるが、その合理的な理由が見当たらない。

申立人は、申立期間以外は国民年金保険料の未納は無く、申立期間の3か月前の昭和 58 年 4 月に付加年金に加入し、60 歳に到達するまで付加保険料と併せて国民年金保険料を納付しており、申立人の納付意識は高かったと考えられる。また、市役所窓口で 5,000～6,000 円を納付したとの申立ては、当時の国民年金保険料とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料は納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から55年3月まで

父が家族の年金を管理しており、私が昭和54年4月にS市の会社を退職してK市の実家に戻ったとき、転入や国民年金加入の手続をしたのも父であり、父の性格上、家族の中で私だけ未納にすることは考えられない。また、父も納付したと言っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の「被保険者台帳管理簿」の記録から、昭和54年4月に払い出されていることが確認できる。これは申立人の父が、申立人のK市転入手続と、国民年金の加入手続を行ったという申立内容と整合する。

申立期間における同居親族の国民年金保険料収納記録をみると、申立人の父、姉及び姉の配偶者は納付済み、母は法定免除となっており、申立人だけが未納とされていることは不自然である。また、申立期間後の申立人の国民年金保険料収納記録はすべて納付済みであり、同様にその父、姉及び姉の配偶者にも未納はみられない。申立人を含む一家は保険料納付の意識が高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、20 歳で国民年金に加入して以降、自分と夫の分の保険料を毎月欠かさずに納付してきた。夫婦二人分を一緒に納めてきたにもかかわらず、申立期間に係る納付記録が、夫のみ納付済みとなっており、私は未納となっているのは納得できない。

当時は役場の臨時職員として勤務しており、収入が安定していたことから、申立期間のみ納付しなかったというのは考えられない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 3 月から資格を喪失する平成 18 年 3 月まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、その夫については、申立期間を含め、国民年金加入期間についてすべて納付済みである。

また、申立人及びその夫の保険料納付年月日は、納付年月日が確認できる平成 7 年度以降のすべての国民年金加入期間について同一であり、申立期間についても、夫婦で同一日に保険料を納付していたものと推認される。

さらに、婚姻前の夫の未納であった期間(34 か月)の保険料について、申立期間中の昭和 50 年 11 月に特例納付していることから、その当ても申立人及びその夫の納付意識は高かったものと認められ、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から同年 3 月までの期間、44 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 46 年 10 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入しており、主に妻が私の保険料も併せて納付していた。妻が 47 年 3 月までの保険料を納付した際、私の過去の未納分も、妻の保険料と一緒に分割納付したと報告を受けている。

妻の国民年金保険料は納付済みとなっていて、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約 11 年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の妻は、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、市町村の被保険者名簿において、申立人の申立期間と一致する期間については、申立てのとおり分割して特例納付を行っている（昭和 49 年 9 月から 50 年 8 月までの間に 6 回に分けて納付）ことが確認できるが、社会保険庁の被保険者台帳においては未納とされており（オンライン記録は納付済みとされている。）、記録管理に不合理な点が認められる。

さらに、納付日を確認できる昭和 37 年度から 47 年度までの国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から46年3月まで

社会保険事務所へ国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和45年4月から46年3月までの分が未納となっているとの回答を得た。私は毎月欠かさず保険料を納めており、催告状などの通知が届いたことも無い。申立期間についても、毎月銀行の窓口で納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳で国民年金に加入してから現在に至るまで、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が居住していたA市では、昭和45年頃から納付書により金融機関において納付することが可能であった上、申立人が納付していたと主張する銀行の支店は、申立期間当時、既に存在していたことが確認され、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人は、昭和47年9月18日から厚生年金保険に加入したため、既に納付されていた同年9月の国民年金保険料が還付されているが、このことから、申立人は、納付期限内に保険料を納付していたと推認され、納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていることが分かった。

しかし、区役所から国民年金保険料の納付案内があり、妻が知人と一緒に同区役所の出張所に出向き、私と妻の保険料を納付したはずである。出張所の窓口で申立期間に係る国民年金保険料を納付した際、妻は、領収証書の発行を求めたが、「機械処理をしたので、領収証書は出せない」とのことであったため、領収証書は無いが、窓口においてこうしたやり取りがあったことは、妻に同行した知人も見ており、保険料を納付したことは間違い無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、学校を卒業してから厚生年金保険に加入する前の2か月及び申立期間を除き、未納期間は無い。

また、申立期間の保険料として納付したと主張する金額は、当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人の保険料の納付状況に関する記憶は、詳細かつ具体的であり、納付場所に同行したとする申立人の知人も、「申立人の妻と区役所の出張所に出向き、申立てに沿ったやり取りがあったことを覚えている」旨、証言しており、申立人の主張は、信用できると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形国民年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かった。

しかし、区役所から国民年金保険料の納付案内があり、私が知人と一緒に同区役所の出張所に出向き、私と夫の保険料を納付したはずである。出張所の窓口で申立期間に係る国民年金保険料を納付した際、私は、領収証書の発行を求めたが、「機械処理をしたので、領収証書は出せない」とのことであったため、領収証書は無いが、窓口においてこうしたやり取りがあったことは、同行した知人も見ており、保険料を納付したことは間違い無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人については、申立期間を除き未納期間は無い。

また、申立期間の保険料として納付したと主張する金額は、当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人の保険料の納付状況に関する記憶は、詳細かつ具体的であり、納付場所に同行したとする申立人の知人も、「申立人と区役所の出張所に出向き、申立てに沿ったやり取りがあったことを覚えている」旨、証言しており、申立人の主張は、信用できると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形国民年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から同年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かった。
しかし、申立期間の国民年金保険料は、実家の母が納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の始期である昭和62年1月の20歳時点における国民年金加入手続については、適正に行われていることが確認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる母は、国民年金の加入期間である40年間、国民年金保険料を完納している上、申立期間を含め納付日が確認できる範囲内では、納付期限内にすべて納付している。

さらに、申立人の父についても、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、厚生年金保険に加入していた3か月を除く約37年間、国民年金保険料を完納している上、納付日を確認できる範囲内では、すべて納付期限内に納付していることから、両親の納付意識は高く、申立人だけが申立期間について未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形国民年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から同年 12 月まで

社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かった。

しかし、私は、昭和 47 年 9 月末に勤務先を退社後、国民年金の加入手続きをしており、また、所持している昭和 47 年度の領収証書には、申立期間について「納」の押印があるにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付しており、未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ 3 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の直後から約 13 年にわたり、国民年金に任意加入しており、申立人の納付意欲は高かったものと考えられ、加入直後の申立期間のみ納付しなかったということは社会通念上考え難い。

さらに、申立人が所持している昭和 47 年度の国民年金保険料の領収証書には、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる表示があるが、これを否定する客観的な関連資料や周辺事情は、特に見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年12月までの国民年金保険料は納付していたもの認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年7月から56年3月まで
② 昭和56年10月から同年12月まで

A町役場において、妻が転入届を出した際、同町役場年金係職員から未納期間があると指摘を受け、未納期間分の国民年金保険料は今なら納付が間に合うと言われたので、同町役場から説明を受け、保険料を一括して納付したと記憶している。

A町役場から送られてきた納付書により納付しているはずである。

A町に転居してからすべて国民年金保険料を納付しているのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が昭和58年7月にA町に転居後、57年1月から58年3月までの過年度分の国民年金保険料をさかのぼって納付していることが社会保険庁の記録（納付年月日不明）から確認でき、上記納付に当たり、申立期間②の56年10月から同年12月までの3か月分のみをあえて納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立内容のとおり、申立人の妻が転居届の提出に出向いた際、A町役場年金係職員から申立人の未納期間に係る保険料は今なら納付が間に合うとの説明を受けた上で納付したとすれば、昭和56年10月から58年3月までの過年度保険料を一括して納付したと考えるのが合理的である。

2 一方、上記1のとおり保険料を58年7月以降に一括納付していたとの事実を前提とすると、申立期間のうち①昭和55年7月から56年3月までについては、保険料納付に係る時効の2年を既に経過しているため納付すること

ができない。事実、保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
②昭和 56 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年9月まで
申立期間については、義父が、結婚後20歳までさかのぼって納付してくれたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚とほぼ同時期である昭和43年11月に夫婦連番で払い出されている。その後、申立人の夫については過年度納付により結婚前の未納期間は納付済みとされている。加入手続及び納付を行っていた義父から「結婚前の未納期間はきれいにしておいた」という話を聞いたという主張とも符合し、申立人の未納期間だけをそのままにしておくことは考えにくい。

また、社会保険庁の被保険者台帳で当初資格取得日が誤って記載され後に訂正されているなど、申立期間に係る記録管理が不適切であったことが認められる。

さらに、申立人は、未納とされている申立期間の1年間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みであり、そのうち昭和45年12月から53年12月までは任意加入期間である。申立人の夫及び義父母についても国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人及びその家族は納付意識が高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月から同年11月まで
② 昭和57年4月から同年5月まで

昭和57年4月に、結婚のためA町からB区に住所を変更した。住所変更前には国民年金保険料を納付したことは無かったが、^{しゅうとめ} 姑 から国民年金の手続を適切に行うよう促されていたので、住所変更の届出(昭和57年6月)の際に、区役所で国民年金の加入手続をした。当時の領収書は無いが、過去の未納分の保険料をすべて区役所又は区内の金融機関に納入したことは確かである。

①昭和55年5月から同年11月までの期間が未納、②57年4月から同年5月までの期間が未加入という社会保険庁の記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金保険料は、申立期間を除くすべての期間について納付済み又は免除とされており、また、国民年金と厚生年金保険の切替手続はすべてが適正に行われている。

さらに、国民年金加入時(昭和57年6月)において、昭和56年5月及び57年3月の過年度保険料を納付しているなど、申立人は、国民年金制度への理解も深く、保険料の納付意欲が高かったと認められ、55年5月から同年11月までの保険料についてのみ納付していないのは不自然である。

2 一方、昭和 57 年 4 月及び同年 5 月の国民年金未加入期間については、その夫が被用者年金制度加入者であったため、申立人は任意加入被保険者である。任意加入の資格取得日は申出があった時点からであり遡^{そま}及^{じつ}して保険料を納付することはできない。

また、区から申立人あてに送付されている国民年金保険料の納付期間変更通知によると、②昭和 57 年 4 月及び同年 5 月の保険料を、57 年 6 月から同年 9 月までの保険料重複納付分と併せ、57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間の保険料に充当したとあり、これは②57 年 4 月及び同年 5 月の保険料を納付していたことにはならない。

3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち①昭和 55 年 5 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年3月まで

平成2年8月7日に夫が急死し、葬儀の前後に知人等から年金の手続をすぐにするように勧められ、同年8月下旬にA社会保険事務所に行って遺族厚生年金の受給手続をした際に、国民年金については、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続をするように指示され、同日にB市役所へ赴いてその手続をした。

その際に市役所庁舎内にあるC銀行B市役所出張所でキャッシュカードを使って預金を引き出し、平成2年8月から3年3月までの8か月の保険料を一括納付した。1か月の保険料は8,000円ぐらいだったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の死亡により、同じ日に遺族厚生年金の受給手続と国民年金の第1号被保険者に変更する手続をしたと述べているところ、前者の手続は遺族厚生年金受給者原簿に平成2年8月27日に受付がなされた記録があり、場所的にも同日のうちに両者の手続を行うことが可能であって、申立人は、その手続直後に申立期間に係る保険料を銀行の預金から引き出して納付した経緯を克明に記憶しており、納付場所及び納付方法等の説明は具体的である上、申立人が納付したという金額も当時の保険料の金額とおおむね一致しているので、申立内容は信用することができ、事実であると推認するのが合理的である。

そして、申立人は、その後の国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 45 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

私が居住していた地域では、納付組織による国民年金保険料の集金があり、私、父、母、兄及び兄嫁の家族 5 人は、当該組織を通して一緒に納付してきたにもかかわらず、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、居住していた市では、昭和 44 年から国民年金保険料の集金を納付組織に委託する制度が存在していたほか、申立人が所属していた自治組織は国民年金保険料の取扱団体として登録されていたことが確認できる。また、納付組織における国民年金保険料の集金方法も、申立内容のとおりであったことが認められる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人を除く家族 4 人の国民年金加入期間についても未納とされている期間は無く、申立人の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年4月から同年6月まで

私は、申立期間における国民年金保険料を銀行で現金納付した。当時の経済状況は良好であり、納付したことに間違いはないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入期間及び強制加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。また、申立期間は任意加入期間であり、納付日が確認できる平成9年度から14年度までの国民年金保険料は、すべて納付期限内に納付しているなど、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人の家庭の当時の経済状況は良好であったと認められ、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月及び同年 3 月

国民年金保険料収納記録について、照会申出書を提出したところ、昭和 60 年 2 月及び同年 3 月の期間が未納となっているとの回答をもらった。

当時、国民年金保険料は、A 銀行 B 支店で納付しており、妻と一緒に納付していた。また、納付する際は年度ごとに一括で納付していた記憶がある。

妻と一緒に納付していることから、自分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 2 か月を除き、国民年金加入時の昭和 59 年 1 月から 60 歳に到達する前月の平成 15 年 3 月まで、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間以外すべての期間で付加保険料も同時に納めていることから、納付意欲は高いと認められる。

また、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も昭和 54 年 8 月から同じく 60 歳到達の前月である平成 16 年 2 月までの保険料を申立人の申立期間を含めてすべて納付していることから、申立期間の 2 か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年3月までの期間及び46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年5月から43年3月まで
② 昭和46年10月から47年3月まで

20歳となった昭和42年5月から父親が納付してくれていたのに、42年5月から43年3月までの保険料が未納になっているのはおかしい。44年12月に結婚し、その後は自分で納付していたのに、途中の6か月が未納とされていることも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

申立期間①については、国民年金被保険者台帳により申立人と申立人の兄夫婦の保険料が同一の時期に納付されていることが確認できることから、申立内容のとおり申立人の父親が保険料を納付していたものと認められる。兄夫婦の保険料は、申立期間を含み完納されている上、両親は任意で5年年金に加入し、保険料を完納していることから、父親は保険料の納付意識が高かったと考えられ、父親が兄夫婦の保険料のみを納付し申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。また、昭和43年4月18日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、その時点では、申立期間は時効となっておらず、保険料の納付は可能であった。

2 申立期間②については、申立人は昭和44年12月に結婚した後も国民

年金に任意加入し、保険料は申立期間を除き納付期限内に納付していることから、国民年金制度への理解及び保険料の納付意識は高いと考えられる。しかも、申立期間②当時、申立人の生活状況に変化はなく、申立期間②の前後も保険料は期限内に納付されていることから、申立期間の6か月のみが未納となっているのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から46年3月まで

昭和45年10月に会社を退職し、翌月、会社勤めの夫と結婚した。同居していた義母に勧められて自分も任意加入し、当時自宅に集金に来ていた婦人部の人を通じて、退職した翌月の45年11月から5か月分の保険料（月額400円～500円ぐらい）をまとめて納付することにしてお金を預けた記憶がある。

その後は、毎年度きちんと自分で保険料を納付していて督促も受けたこともなく、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、5か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間を含め通算15年5か月間にわたり国民年金に任意加入し、任意加入期間中の13年間及び強制加入期間9年間のうち8年6か月分は前納し、昭和48年度及び49年度の保険料改訂に伴う不足額もきちんと納めていることから、保険料の納付意欲は非常に高かったものと認められ、かつ、申立人が主張する納付額も当時の保険料額とおおむね一致する。

さらに、昭和45年11月1日付けで任意加入により申立人が国民年金被保険者資格を取得しているところ、国民年金手帳の発行日が47年7月1日と、約2年弱もの開きがあり、当該事務処理は不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月

平成19年6月1日に昭和42年1月の国民年金保険料納付記録について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、平成19年6月25日に、申立期間が未納となっているとの回答をもらった。

当該期間の国民年金保険料は銀行の定期預金の利息で前納した記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短い上、申立人は、国民年金に加入している5年10か月間のうち、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金と厚生年金保険との切替えを3回行っており、国民年金制度が発足した昭和36年4月（申立人年齢：20歳）から66歳となった現在（厚生年金保険に加入中（在職中））まで無資格となった期間は無く、このことから年金制度に対して積極的な姿勢がみられる。

さらに、申立期間当時、銀行の年金預金制度を利用した納付方法があったことが確認でき、納付方法は申立内容と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

平成 19 年 6 月 8 日に、昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、平成 19 年 7 月 17 日に、申立期間が未納となっているとの回答をもらった。

国民年金に加入した昭和 45 年 9 月に、当該期間の国民年金保険料を納付した記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短い上、申立人は、約 37 年間の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているほか、昭和 62 年 4 月から 60 歳に到達するまでの約 20 年間、国民年金保険料を前納しているなど、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、昭和 45 年 9 月の国民年金加入手続時に、同年 4 月から 9 月までの保険料を現年度保険料として納付し、46 年 12 月には、45 年 10 月から 46 年 3 月までの保険料を過年度保険料として納付しており、申立期間の保険料についても、これらの時期に過年度納付が可能であったことから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難く、さらに、申立期間当時は、市役所において過年度保険料の納付書の交付を行っていたことが確認できる。

加えて、昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までについては、申立てにより納付の事実が判明したとして、平成 19 年 7 月に、社会保険事務所において国

国民年金保険料の納付済期間として記録が訂正されており、社会保険事務所の記録管理について不適切な点が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

昭和50年に、36年4月から46年12月までの保険料を特例納付により納付した。36年4月から40年3月までの分については集金人発行の国民年金保険料預り証を保管している。申立期間についても同様に集金人に納付したので、当該期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になる平成7年5月までの34年間のうち、申立期間を除くと、平成5年6月から同年11月までの6か月の未納があるものの、その他の期間はすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立人は、昭和36年4月から46年12月までの保険料を、昭和50年に年単位で複数回に分けて、直近分から順次特例納付しており、中間年である申立期間の1年分を除いて納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人が居住していた市では、昭和50年当時、特例納付の国民年金保険料を徴収専務員(集金人)が預かり、国民年金保険料預り証を発行する取扱いを行っていたことが確認されており、申立人の申立内容と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月

申立期間の国民年金保険料については、申立期間を含めた未納分の保険料をまとめて納付した際に納付したはずである。

過去に勤めていた会社の事業主が故意に厚生年金保険の加入手続をせず、後に社会保険事務所の調査で未適用が判明した際、時効のため2年分しか、さかのぼって厚生年金保険に加入できなかった経緯があるため、時効に関しては特に気を付けていた。

遅れながら納付していたとはいえ、申立期間の保険料を納付し忘れていたはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月のみで短期間であり、申立人は、昭和63年4月から平成3年1月までの国民年金加入期間について、申立期間の1か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の納付記録をみると、申立人は、国民年金加入期間当時、安定した収入が無い状況であったにもかかわらず、時効により保険料を納付できなくなってしまわないよう、遅れながらも納付に努めていたことがうかがわれ、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 42 年 4 月以降、60 歳になるまで、ずっと国民年金保険料を納めてきたが、社会保険庁の記録では、57 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月について申請免除になっていることが判明した。保険料は夫婦一緒に納付してきており、私だけが申請免除になっていることは納得できない。また、当時収入もあり、免除を申請する理由がない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出している昭和 57 年分所得税確定申告書（控）には、社会保険料控除欄に、当時の 1 年間の国民年金保険料額が記載されており、その金額は、当時の夫婦二人分の保険料額に相当する。

申立人の国民年金保険料は、夫婦連番で国民年金手帳を取得した昭和 42 年 4 月以降満 60 歳になるまで、申立期間を除きすべて納付済みである。申立人の妻も、満 60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、納付年月日が確認できる昭和 52 年度から 53 年度までの期間及び平成 7 年 4 月から 9 年 7 月までの期間の国民年金保険料の納付年月日は、1 か月を除いて夫婦同一であり、基本的に夫婦の保険料を同時に納付していたものと認められる。

このような中で、申立期間について、夫である申立人の分のみが免除の申請手続が行われたとされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から同年6月まで

昭和56年春ごろ、社会保険事務所と市役所の職員が、国民年金の新規加入勧奨のため来訪した。対応した母親が、2年間さかのぼって加入することができることの説明を受け、とりあえず申立期間の国民年金保険料として9,900円を納付し、仮領収書を受領しており、後日に受領した年金手帳の資格取得日も昭和54年4月1日となっている。

仮領収書は残っていないが、未納とされていることは納得できないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の自宅に国民年金の加入勧奨に訪れたとされる市役所職員が所持する当時の手帳により、昭和56年4月16日に申立人の居住地区(学区)を社会保険事務所の職員と共に加入促進のため巡回したことが確認できるとともに、当該市役所職員から、申立人の54年4月1日付けの資格取得届及び3か月分の国民年金保険料を受領し、社会保険事務所職員が領収書を発行した記憶がある旨の証言が得られている。

さらに、申立人の母親が納付したという3か月分の保険料額9,900円は、当時の保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年2月から同年4月まで

20歳に国民年金に加入し、それ以降、会社で厚生年金保険に加入したときは国民年金をやめ、会社を退職したときは、その都度市役所へ行き、国民年金に加入してきた。また、納付書が送られて来たときは確実に保険料を納付している。よって、当該期間のみ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替えに伴う国民年金の資格取得手続を8回行っているが、申立期間に係る場合を除き、手続はその都度、適正に行っていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、すべて現年度に国民年金保険料を納付しており、一度も過年度納付したことが無いことから、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間のみ納付していないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年1月から同年3月まで

昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、同年7月29日に郵便局で納付しており、現在、その領収証書も所持している。社会保険庁の記録では、当該期間の国民年金保険料が還付されたことになっているが、還付を受けた記憶は無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年7月29日に、申立期間である同年1月から3月までの国民年金保険料を郵便局で納付していることが領収証書により確認できるが、この保険料は、社会保険庁の被保険者台帳及び市町村の被保険者名簿において還付と記録されている。

しかしながら、還付決定した理由は不明であり、申立人の被保険者記録は、保険料納付前の昭和52年7月20日付けで、同年5月1日の資格取得が同年1月20日に訂正（平成16年2月24日付けで、さらに昭和52年1月21日に訂正）され、保険料を納付した時点では国民年金被保険者とされていること及び申立人は、申立期間について、国民年金の強制加入の対象者であることは明らかであることから、本来、納付済みとすべき保険料を還付決定した行政側の事務処理に誤りが認められる。また、社会保険庁の還付決定の記録については、申立人が郵便局で納付した翌日である昭和52年7月30日付けでなされており、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山口国民年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月

新聞報道等により、自分の記録が気になり、社会保険事務所の窓口で自分の記録について確認したところ、平成2年9月の保険料が未納となっていた。昭和 61 年に東京から山口に帰って来たとき、市役所でよく説明を聞き確認して、それまでの期間の保険料をまとめて納付した。それ以後は毎月定期的に納付し、その後、口座振替に切り替えた。

市役所・社会保険事務所から督促を受けたことはないし、口座から保険料が引き落とされていなかったら納付書等も届くはずだが、そのような記憶は無いので、すべて納付していると思っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成2年9月の1か月のみであり、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、山口県に帰郷してからの昭和 61 年9月以降は、申立期間を除いてすべての年度において国民年金保険料を納付期限内に納付している。

さらに、平成2年4月以降は申立てのとおり国民年金保険料を口座振替で納付していると推認されることから、本人の納付意欲は高かったと考えられ、その妻についても婚姻後は完納しているため、本人が1か月だけを納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

社会保険事務所において、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、平成 19 年 7 月 27 日付けで、保険料の納付事実が確認できない旨の回答があった。未納とされていることに納得がいかない。

昭和 57 年度分は、昭和 57 年の夏ごろに市役所の窓口で一括納付している。未納期間（56 年度分）も気になっていたので、56 年度分も 58 年 年明け早々に振込みにより納付した。

昭和 57 年は、2 月に店舗移転（購入）した年であり記憶は鮮明である。領収書は、マンションを購入し、引っ越した際、整理し捨てている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和 47 年 10 月以降については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和 47 年 10 月から 49 年 3 月までの期間、昭和 55 年度及び 56 年度の国民年金保険料については、すべて過年度納付により一括納付していることが確認でき、申立人の申立てのとおり、56 年度分については、58 年 1 月に一括納付している。

さらに、平成 4 年度以降については、毎年度、前納により一括納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金事案 4

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

当時、昭和36年4月から41年3月までの5年間の国民年金保険料を免除されていたが、その後、1年分ずつ追納してきた。

昭和36年4月から37年3月までの分についても、他と同様に一括して国民年金保険料を追納しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間を除く昭和37年4月から41年3月までの4年分については、47年から50年にかけて、1年分ずつ追納の期限が先に到来するものから順に追納していることが確認できる。国民年金保険料の追納は、任意に申請を行い、過去にさかのぼって納付するものであり、申立人の納付意識は高かったものと考えられることから、申立期間の1年分のみ追納していなかったというのは不自然である。

さらに、昭和39年4月から41年3月までの2年分については、所持している国民年金保険料領収証書等により、平成19年8月に免除期間から追納に記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

徳島国民年金事案5

第1 委員会の結論

申立人の、①昭和36年4月から37年3月までの期間、及び②52年4月から53年3月までのうち1か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで

② 昭和52年4月から53年3月までのうち1か月

当初、36年4月から41年3月までの5年間を国民年金保険料の免除期間としていたが、その後、1年分ずつ保険料を追納しており、①昭和36年4月から37年3月までについても、他の期間と同様に一括して国民年金保険料を追納しているはずである。

また、②昭和52年4月から53年3月までのうち1か月については、社会保険事務所の記録において、昭和52年度の納付記録が10か月となっているが、同年度については、厚生年金保険に加入していた52年4月を除く11か月分すべての保険料を納付している。他の年度はすべて完納しており、当該年度だけ未納があるとされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和36年4月から37年3月までについては、申立期間後の37年4月から41年3月までの4年分について、申立人が所持している国民年金保険料領収証書により、47年から50年にかけて、1年分ずつ追納の期限が先に到来するものから順に追納していることが確認できる。国民年金保険料の追納は、任意に申請を行い、過去にさかのぼって納付するものであり、申立人の納付意識は高かったものと考えられることから、申立期間の1年分のみ追納していなかったというのは不自然である。

また、申立人の妻は、国民年金保険料領収証書等により、昭和39年4月から41年3月までの2年分に係る納付記録が免除期間から追納に記録が訂正されている。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

- 2 申立期間のうち、②昭和52年4月から53年3月までのうち1か月については、社会保険事務所において、申立人の被保険者台帳等が保管されておらず、昭和52年度については納付月数のみの記録しかなく、各月ごとの納付状況が確定できないなど、納付記録に係る事務処理が適切に行われていなかったことが認められる。

また、申立人は、昭和52年1月から同年4月までは厚生年金保険に加入しており、同年5月に国民年金保険被保険者の資格を取得していることから、52年度における申立人の国民年金加入期間は11か月と認められる。本来、国民年金加入期間に対し、国民年金保険料が完納されていない場合、当該被保険者台帳は特殊台帳として保管されていなければならないが、申立人の被保険者台帳は保管されておらず、昭和52年度の国民年金保険料が完納でなく10か月のみ納付済みとされている納付記録は不自然であると考えられる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金事案 6

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年12月まで

私は、20歳になった年の昭和44年4月21日に、選挙名簿の登録に行った際、役場で国民年金に加入する手続きを行い、同時に44年4月から同年6月までの3か月の国民年金保険料を納付し、44年7月（第一子妊娠中）に、役場で44年7月から同年9月までの3か月の国民年金保険料を納付した。

また、出産前の昭和44年12月20日に不在者投票に役場に行き、夫の国民年金保険料と一緒に44年10月から45年3月までの6か月の国民年金保険料を納付した。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和44年4月から同年12月までの9か月分が未納となっていることが判明した。

未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金加入手続や納付状況についての説明は、詳細かつ具体的であり、その内容（国民年金保険料額、納付方法、当時の役場担当者の氏名等）も、当時の状況と合致していることが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、役場に保存されている国民年金被保険者名簿では、資格取得年月日欄に記載された日付の一部が鉛筆書きとなっていたり、申立人の所持する国民年金手帳では、資格取得年月日欄の日付が訂正された痕跡があり、「昭和44年1月31日」であるはずの日付が「昭和45年1月1日」と記載さ

れているなど不自然な点が散見される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月及び同年 3 月

昭和 40 年ごろに夫とともに国民年金に加入し、夫と一緒に保険料を納めていたが、資格取得直後の 2 か月分が未納となっている。

この 2 か月分については、町役場から国民年金保険料の未納があるとの連絡があり、役場の支所に行き夫婦それぞれの分を納付した記憶があるので、未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、2 か月の申立期間及び厚生年金保険被保険者資格喪失後国民年金に再加入するまでの 1 か月を除き、国民年金加入期間の保険料はすべて納付しているとともに、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出されていることから、基本的に夫婦と一緒に保険料を納付していたものと推測され、申立期間のうち昭和 40 年 3 月の申立人の夫の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人が居住する町の国民年金被保険者名簿において、申立人の夫の資格取得年月日は、申立人と同じ昭和 40 年 2 月 21 日であったものが、同年 3 月 1 日に訂正されている上、その夫の同年 3 月の保険料は同名簿では未納とされているにもかかわらず、社会保険庁の記録では納付済みとされており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料を役場支所の職員に納付したと主張し、当該職員の氏名を記憶しており、申立期間当時、同支所に当該職員が勤務していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 43 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
氏 名 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 43 年 5 月まで

昭和 45 年 9 月に会社退職後、母親が国民年金の加入手続を行い、会社で厚生年金保険に加入する前に時期で、未納であった申立期間の保険料を、きちんと納めていた。

申立期間は、結婚する前に家族と同居していた時期で、家族の保険料を母親が納付していた。

当時同居していた、姉、兄夫婦は全員、国民年金保険料が納付済みとなっており、私だけ未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、その母親、姉及び兄夫婦と同居し、国民年金保険料は、母親が家族分をまとめて納付していたと申し立てているところ、姉及び兄夫婦については、申立期間を含む国民年金加入期間について未納期間は無い。

さらに、申立人は、特例納付期間後である昭和 46 年度の保険料については、9 か月分の領収書を所持しているにもかかわらず、申立人が所持している年金手帳の 46 年度の印紙検認記録欄には、市の特例納付済みの印が 12 か月分押印されていることから、46 年度の印紙検認記録欄を使用して別の期間に係る特例納付分について押印したものと考えられ、かつ、特例納付については、原則として全未納期間について 1 枚の納付書が発

行されていたこと、申立期間以外に申立人には未納期間が存在しないことからすれば、国民年金保険料の未納期間 16 か月のうち、12 か月分だけ納付したとするのは不自然であり、申立期間のすべてを特例納付したと考えるのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から同年9月まで

60歳前に年金相談に行ったところ、基礎年金額が月額4万円程であったため、60歳到達後の平成4年1月から5年9月までの約2年間、国民年金に任意加入し、保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料は、A市B区役所C出張所において、男性職員に直接納付しており、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に当初加入した昭和40年2月から、60歳到達前月である平成3年10月まで、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を4回行っているが、いずれも適正に手続を行っており、未納期間が存在しないとともに、国民年金に任意加入した平成4年1月から5年9月までについても、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間が存在しないなど、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法についても、申立期間当時、A市では、区役所出張所において保険料の徴収が行われていたことが確認でき、申立人の申立内容に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間については、納付期限までにA市役所に保険料を持参して納付していた。

その後、未納の通知も来たことが無いし、完納していると思っていたので、未納期間があることに納得がいかない。

そのほかの期間は、すべて納付しているし、6か月だけ未納があるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、特殊台帳により、昭和40年度から52年度までは、申立期間を除き、国民年金保険料の納付日又は納付月を確認でき、現年度に納付できなかった期間の国民年金保険料についても過年度納付しており、申立期間についてのみ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和43年9月から61年3月までは任意加入をしていることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和50年1月から同年3月まで、申請免除とされているが、当時は飲食店を経営し経済的に余裕があり、免除を申請することはあり得ない。自治会の役員が集金に来ており、毎月きちんと保険料を納付していた。申請免除であれば、市役所で収入を審査されると思うが、当時は、それなりの収入があり、免除が認められるような低所得世帯ではなかったため、申請免除とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は3か月と短期である。

また、申立人は、昭和37年2月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している状況から考えて、申立期間の3か月についてのみ免除申請をしたとするのは不自然である。

申立人は、厚生年金保険と国民年金との切替手続を計4回行っているが、いずれも適正に行っており、また、3か月分が免除となっていることを初めて知った平成14年に、免除申請を行っていない旨を市役所に申し出たが、認められなかったため、免除期間相当分(3か月分)の保険料を60歳到達後に引き続き納付しており、保険料納付意識が極めて高いことが伺える。

さらに、申立人が居住する地区において、自治会役員による集金により国民年金保険料が集金されていたことは、A市により確認されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 53 年 10 月に国民年金に任意加入し、55 年 11 月に A 市に転入してからは、地区の班長の集金により、保険料を納付している。付加保険料まで納付していたのに、未加入期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を除き、申立人の国民年金加入期間について未納期間は無い。

また、申立期間当時、申立人が居住する地区において、地区の班長により国民年金保険料が集金されていたことは市により確認されているとともに、複数の班長経験者から、国民年金保険料、国民健康保険税等をまとめて集金しており、1 戸 1 件でも未納があると奨励金が入らなかったこともあり、地区の納付率は非常に高く、申立人からも保険料を欠かさず集金していたはずである旨の証言が得られ、その内容については信憑性^{びよう}が高いとうかがわれる。

加えて、申立人は、その夫が共済組合加入期間中に国民年金に任意加入していたこと、地区の班長として国民年金保険料の集金責任者の経験があること、昭和 58 年 3 月までの付加保険料の納付は確認できること等から、保険料の納付意識が極めて高かったものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料として納付したと主張する金額は、当時の保険料額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月及び同年11月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月及び同年11月

国民年金の納付記録の照会で昭和56年10月及び同年11月の国民年金保険料が未納になっていることが判明した。保険料について、納期限までに銀行窓口で私自身が納付してきた。私はきちんとした性格であり、申立期間だけ納付しなかったとは考え難い。申立期間について、付加保険料も併せ、すべてを付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を4回行っているが、いずれも適正に手続を行っており、申立期間を除き、未納期間は存在しない。

さらに、納付日が確認できる平成13年11月以降については、国民年金保険料を前納又は納期限内に納付していることが確認でき、納付意識が非常に高かったものと考えられ、申立期間の2か月のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

沖縄国民年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月の期間、46 年 7 月から 47 年 1 月の期間、49 年 1 月から同年 9 月の期間及び 50 年 10 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月
② 昭和 46 年 7 月から 47 年 1 月
③ 昭和 49 年 1 月から同年 9 月
④ 昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月

昭和 55 年 3 月 13 日に国民年金の保険料を A 市役所で納付した際、特例納付の説明を受け、その 1 週間ほど後に、20 万円を工面した上で、A 市役所で一括納付した。

第3 委員会の判断理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、沖縄特例を含めすべて納付しているとともに、昭和 55 年度から 59 年度までは、付加保険料の納付をしており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、昭和 55 年 3 月に市役所で特例納付の説明を受けたと申し立てているが、当時は特例納付が行われていた時期であり、申立人は、特例納付の説明を受けた際に渡された申立期間の一部期間に係る納付書を所持しており、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人が申し立てている金額は、特例納付の国民年金保険料額とおおむね一致しているとともに、申立人は、預金を取り崩して国民年金保険料の納付に充てたとしており、国民年金保険料を一括納付することも可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和45年12月3日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し47年3月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和45年12月から46年6月までの標準報酬月額は1万6,000円、46年7月から同年9月までの標準報酬月額は2万8,000円、46年10月から47年2月までの標準報酬月額は2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月3日から47年3月21日まで

昭和45年12月から47年3月までA社X支店に勤務し、厚生年金基金に加入していたにも関わらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。厚生年金基金加入員証があるので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金加入員証及び企業年金連合会の記録確認に係る回答書により、申立人が申立期間について、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、企業年金連合会の回答書により、申立人が厚生年金基金加入員として昭和45年12月3日に資格を取得し、47年3月21日に資格を喪失したことが確認できる。

なお、社会保険事務所の記録では、当該事業所において昭和45年12月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した2名の被保険者原票の次の整理番号である被保険者原票が確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和45年12月3日に被保険者資格を取得した旨の届出及び47年3月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、企業年金連合会の回答書から、昭和45年12月から46年6月までの標準報酬月額は1万6,000円、46年7月から同年9月までの標準報酬月額は2万8,000円、46年10月から47年2月までの標準報酬月額は2万6,000円とすることが妥当である。

岩手厚生年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 20 年 7 月 16 日に申立人が資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は 1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月 21 日から同年 7 月 16 日まで
昭和 18 年 4 月 1 日から 20 年 8 月 26 日まで、A 社（在籍中に B 社に吸収合併）に勤務し厚生年金保険に加入したが、厚生年金被保険者記録を社会保険事務所を確認したところ、昭和 20 年 3 月 21 日から同年 7 月 16 日までは厚生年金保険に加入していないとの回答をもらった。
同僚 2 名と同時期に退職したのに、自分の記録だけが違っていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務した B 社は、申立人の主張のとおり、申立期間と重なる時期に、C 県 D 町（現在は、D 市）に工場疎開を行っていることや、申立人と一緒に疎開し勤務したとする同僚の文書照会の回答は、申立人の病気の状況など当時の生活面のほか、疎開前後のそれぞれの勤務部署について具体的に記述されており、極めて信憑性^{びよう}が高いことから、申立人は、申立期間に、当該事業所に勤務していたと認められる。

また、申立人の前後に採用となった 26 人の厚生年金保険被保険者記録をみると、被保険者台帳の記録がオンライン記録に反映されていない被保険者が、現時点で 8 人いる。そのうち 3 人については、被保険者期間が重複（被保険者台帳の記録上、昭和 20 年 7 月に事業所の名称変更があり、

変更前の事業所において同年8月21日に資格喪失し、変更後の事業所において同年7月16日に資格取得)しているため別途手続を行う必要があると社会保険事務所が判断しており、今後、資格喪失年月日を20年7月16日に補正したうえで、オンライン記録に反映することが見込まれている。

さらに、社会保険事務所が記録の補正を必要と認めている被保険者も含め、申立人を除く26人の中には、厚生年金保険の加入期間が途切れている被保険者はいないこと、上記のとおり申立人は申立期間に当該事業所に勤務していたと認められることから、昭和20年3月21日に申立人だけが資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難く、申立人は、申立期間においても、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和20年7月16日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前後の厚生年金保険被保険者記録から、1万円とすることが妥当である。

大阪厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和46年2月11日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、申立期間の標準報酬月額については36,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年12月11日から46年2月11日まで

昭和42年4月3日にA社B支店に入社し、46年2月10日まで勤めたが、社会保険庁の厚生年金被保険者記録では、45年12月11日に資格喪失となっている。厚生年金基金加入員証、失業保険被保険者離職票等でも昭和46年2月10日まで勤めたことが分かるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の離職年月日については、雇用保険記録及び厚生年金基金の保管記録などにおいて、昭和46年2月10日であることが確認できる。

また、厚生年金保険の資格得喪届は複写式となっており、同一内容で社会保険事務所と厚生年金基金に提出されているが、雇用保険と厚生年金基金の記録が一致していることからみて、社会保険事務所の記録の誤りは明らかである。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人が主張する昭和46年2月11日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿から確認できる直近の標準報酬月額である36,000円とすることが妥当である。

鳥取厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、昭和 40 年 3 月から 42 年 3 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が昭和 40 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42 年 4 月 16 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、同期間の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。なお、40 年 3 月から 6 月までの標準報酬月額が 1 万円、40 年 7 月から 41 年 4 月までの標準報酬月額が 1 万 4,000 円、41 年 5 月から 42 年 3 月までの標準報酬月額が 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月から 42 年 4 月まで
昭和 40 年 2 月から 42 年 4 月まで、株式会社 A (現在は、株式会社 B) に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

事業主が保管する「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」では、申立人は昭和 40 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、また、事業所が作成した「被保険者台帳」によれば、42 年 4 月 16 日に資格を喪失した旨が記載されており、事業主は、社会保険事務所に適正に届出を行ったことが確認できる。

一方、事業主の「被保険者台帳」で確認された、昭和 40 年 3 月 1 日に厚生年金保険及び政府管掌健康保険の被保険者資格を取得した者の「健康保険の被保険者証の番号」は、申立人の番号を除きすべて社会保険庁において記録されているが、申立人の同番号は、社会保険庁の記録では欠番となっている。

また、雇用保険の記録では、昭和 40 年 3 月 1 日に資格を取得し 42 年 4

月 15 日に離職とされていることから、当該期間については A 社に勤務していたことが認められる。

なお、申立期間のうち昭和 40 年 2 月については、申立人に確認したところ、同年 2 月 25 日まで別の会社に勤務し、A 社では数日の見習いとして勤務したのみで、厚生年金保険料の控除の記憶は無いとしており、事業主は同年 3 月 1 日に申立人の資格取得届出を行っていることから、厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人に関し、申立期間のうち、昭和 40 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、42 年 4 月 16 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったこと、及び同期間につき、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管する「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び事業所が作成した「被保険者台帳」から、40 年 3 月から 6 月までの標準報酬月額は 1 万円、40 年 7 月から 41 年 4 月までの標準報酬月額は 1 万 4,000 円、41 年 5 月から 42 年 3 月までの標準報酬月額は 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

国民年金 事案 101

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 60 年 6 月まで

遅くとも商売を始めた昭和 56 年ごろには母親が保険料をきっちり納めていた記憶がある。納付しているはずであり、納付の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続や保険料の納付についての状況が不明であり、当時加入手続及び納付をしていたと申立人が主張する申立人の母親からその状況を聴取しても、加入手続の時期や納付金額等が明確では無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であることや、年金手帳に記載されている住所及び氏名が昭和 61 年に結婚した後のものであること、60 年 7 月から 62 年 3 月までの 21 か月分の保険料が 62 年 10 月 30 日に過年度納付されていることなどが認められる一方で、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

国民年金 事案 102

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 52 年 12 月まで
昭和 52 年 12 月に、出入りしていた銀行の人に勧められ、国民年金への加入手続を行うとともに、銀行で、それまでの未納分全額を一括納付しており、未納であると言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 12 月に約 10 年間の未納分を一括納付したと主張しているが、当時は特例納付できない時期であり、一括納付したと主張する金額についても申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額と異なっている。

また、申立人は、加入手続について、銀行で行ったと主張しているが、加入手続は市町村で行う必要があるとともに、当時の銀行においても加入手続は行っていなかったことが確認されており、その主張に不合理な点も見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）もなく、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から49年3月まで
私の家では、家族が出し合ったお金から、父が国民年金保険料を納付していた。姉が国民年金に加入していたので、私が加入せず保険料を払わなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について父が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年3月時点では、申立期間のほとんどが時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。事実、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、保険料の納付は家庭内でまとめて行っていたと申し立てているが、申立人は加入手続の際、当該年度の保険料を一括で納付しているのに対し、申立人と同居していた姉の保険料の納付月日が相違しているなど、申立内容に矛盾が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年6月から48年3月まで

昭和55年に、妻が国民年金加入と特例納付を勧められたときに、私の未納とされている期間については一切触れられなかったので、未納との認識は無い。妻が加入し特例納付することについて了解した私が未納のはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人自身は国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付について記憶が不明確であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年3月時点では、申立期間のほとんどが時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた時期が特例納付の期間ではなく、申立人も特例納付等はした覚えはないとしているなど、何らかの形で保険料をさかのぼって納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

栃木国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から41年6月まで
義父が町内の国民年金保険料の集金を行っており、私と夫の分を一緒に納付していた。未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人自身は国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和43年10月時点では、申立期間は納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。事実、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から54年9月までの期間及び57年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から54年9月まで
② 昭和57年6月から同年12月まで

旧A町役場の職員から申立期間に係る納付があることを聞かされていた。少なくとも昭和45年ごろから5、6年間は保険料を納付したはずであり、申立期間のすべてが未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和62年2月20日であり、これを基準にすると、申立期間の保険料は時効により納付することができない期間である。

そして、申立人は別の手帳をもらった覚えは無いと述べている上、ほかに申立期間に係る国民年金への加入状況をうかがわせる事情もなく、申立期間の保険料を納付する根拠となる国民年金手帳記号番号が払い出されていた事実は無いと言わざるを得ない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から同年 12 月まで

昭和 54 年 6 月に第一子が誕生した後の同年 9 月に会社を退職し、健康保険を脱退したため、国民健康保険証が必要となり、国民年金の資格取得の手続も区役所で同時に行った。当時は健康保険と年金はセットと考えていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。また妻についても同時期に保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 54 年 9 月に、国民健康保険と一緒に国民年金にも加入した」と申し立てており、当時、第一子の誕生直後であって健康保険証が必要だった事情があり、国民健康保険と国民年金をセットと考え、その手続に区役所に行ったと申立人が主張する心情は理解できないではない。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 60 年 11 月 20 日に払い出されたこととなっており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。また、申立人は、ほかに国民年金手帳を所持したことがないと主張しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所に保管されている申立当時の国民年金受付処理簿及び国民年金資格取得届（原本）では、申立人の申立期間の記録は確認できず、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人が申立のとおり、昭和 54 年 9 月に国民年金の加入手続を行ったとしたならば、当時国民年金に任意加入していた申立人の妻がその時点で強制加入に切り替わるはずであるが、任意加入のままとなってお

り、その妻が強制加入に切り替わったのは、社会保険庁の記録上申立人が国民年金保険料の納付を始めた、60年9月となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から同年 9 月まで
厚生年金保険被保険者資格喪失時の昭和 56 年 3 月に、国民年金に任意加入する手続を A 市役所の国民年金窓口で行い、申立期間の国民年金保険料は、B 銀行 C 支店にて A 市役所の納付書で納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が 20 歳に達する前の期間であり、国民年金の被保険者になり得る期間では無い。また、国民年金の被保険者資格取得届が提出された際、市町村及び社会保険事務所等では、生年月日等の資格要件を必ず確認することから、申立期間当時、申立人が国民年金に任意加入できたとは通常考えられない。

さらに、念のため、各関係機関に対し調査を行ったが、申立期間当時、申立人が A 市役所において、国民年金の任意加入手続を行ったこと及び申立期間に係る国民年金保険料を B 銀行 C 支店で納付したことについて関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

福井国民年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から42年6月までの期間及び昭和46年7月から52年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年7月から42年6月まで
② 昭和46年7月から52年9月まで

私は、昭和38年7月から42年6月まではA町（現在は、B町）において、46年7月から52年9月まではC市において国民年金に任意加入し、保険料を納付していたが、社会保険庁の年金記録では、いずれの期間も無資格とされており、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に資格を再取得して国民年金保険料を納付したとしているが、結婚（昭和37年5月）に伴う氏名変更手続を52年10月に行っているなど、申立期間において、資格の再取得手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付時期（3か月に1回など）、納付金額等、保険料納付の詳細については記憶しておらず、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、所持している国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持していないと申し立てているとともに、社会保険庁の記録において、氏名を複数の読み方で検索しても、他の国民年金手帳記号番号が存在することは確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から63年6月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から63年6月まで

国民年金の納付記録をインターネットで調べたところ、未納期間があることを知り、社会保険事務所へ照会し、その結果でも納付されていないとの回答を得た。私の国民年金については、両親から、昭和63年ごろに加入手続をした際、窓口担当者から年金を満額受給するためには2年ほど納付期間が足りないと言われ、59年4月から63年6月までの4年3か月分をさかのぼって納付をしたと聞いている。

両親とも未納期間はなく保険料を納付しており、私の分も一緒に納付してくれているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していない。

また、申立人は、両親が昭和63年に年金加入手続を行い、59年4月から63年6月までの4年3か月間の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれたと主張しているが、国民年金保険料をさかのぼって納付できるのは2年分であって、4年3か月分をさかのぼって納付することはできないものであり、申立人の両親からも、この4年3か月分をさかのぼって納めたということについては、記憶が曖昧で確認できなかった。

さらに、社会保険庁の記録では、昭和63年7月から平成2年6月までの保険料については、付加保険料は過年度納付できないことから定額保険

料が納付され、平成2年7月以降の保険料については、現年度で付加保険料を含めて納付されていることが確認でき、国民年金手帳記号番号の払出しが平成2年8月であることが裏付けられるとともに、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

香川国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から60年3月まで
社会保険事務所から、昭和47年4月から60年3月まで、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、当時、母が息子の老後を心配して納付してくれていたと聞いている。未納となっていることは納付できない。

第3 委員会の判断理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効のため納付できない期間であり、申立期間当時、住所の移動、厚生年金保険等への加入等の事実はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から43年3月まで
申立期間当時、私は、実家の農業を手伝っていた。

自分自身で加入手続をした記憶は無いが、同居していた父親が私と両親の3人の国民年金保険料を地区の納税組合に納めてくれていたと聞いている。

集金は毎月行われており、納付金額は、月額、何百円と記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無いとともに、申立人自身も、国民年金手帳を所持していない。

さらに、申立当時、申立人が居住していた地区における納税組合の集金対象者一覧において、申立人の両親の氏名は記載されているものの、申立人の氏名は記載されておらず、そのほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から53年9月まで

私たち夫婦は、結婚した昭和45年ごろに夫婦二人で国民年金に加入し、それぞれ20歳からの未納分の保険料を一括して納付した。一括納付後銀行引落としに切り替えた56年までは、毎月集金人に納付してきた。夫婦二人まじめに納付してきたので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、納付手続等を行ったとする申立人の妻から聴取しても、加入手続の時期や納付金額等は明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効のため納付できない時期であり、申立人は20歳からの未納分を一括して納付したと主張しているものの、申立期間について、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は13年以上と長期間である上、その妻も結婚後10年以上の未納期間が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から同年 12 月までの期間、昭和 44 年 11 月から 45 年 4 月までの期間、昭和 45 年 9 月から 55 年 3 月までの期間、昭和 55 年 5 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から同年 12 月まで
② 昭和 44 年 11 月から 45 年 4 月まで
③ 昭和 45 年 9 月から 55 年 3 月まで
④ 昭和 55 年 5 月から同年 12 月まで

私たち夫婦は、結婚した昭和 45 年ごろに夫婦二人で国民年金に加入し、それぞれ 20 歳からの未納分の保険料を一括して納付した。一括納付後銀行引落しに切り替えた 56 年までは、毎月集金人に納付してきた。夫婦二人まじめに納付してきたので、未納とされていることには納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人から聴取しても、加入手続の時期や納付金額等は明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効のため納付できない時期であり、申立人は 20 歳からの未納分を一括して納付したと主張しているものの、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は四つの期間、合計 11 年以上と長期間に及んでおり、その夫についても 13 年以上の未納期間が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年6月から43年3月まで

昭和39年9月に結婚した後、時期はよく覚えていないが、町役場で20歳までさかのぼって国民年金保険料の未納金額を計算してもらい、役場窓口でまとめて現金で納付した。その時、領収スタンプが押印された国民年金手帳をもらった記憶がある。

納付を証明する資料はないが、役場窓口でまとめて納付した記憶があるので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後に、20歳までさかのぼって国民年金保険料をまとめて納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和43年4月から44年5月までの間に払い出されていることからすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、申立人が保険料を一括して納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人から聴取しても国民年金保険料の具体的な納付時期や納付額についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であるほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、町役場の窓口で現金納付し、領収スタンプが押印された国民年金手帳をもらったと主張しているが、申立人の居住する町では過年度納付又は特例納付による保険料は収納しておらず、国民年金手帳に領収印を押印することはなかったことが確認されており、申立内容には不

合理的な点が見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から60年3月まで

夫が厚生年金保険の資格を喪失した昭和51年6月に国民年金の加入手続を行い、その後は夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。一緒に納付していた夫の分はすべて納付済みとなっているので、私の分だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び加入手続をしたとされる夫から聴取しても国民年金保険料の具体的な納付時期や納付額についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、その夫が昭和51年6月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、国民年金に加入した時期の前後においても、別の手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの期間及び49年11月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月から49年3月まで
② 昭和49年11月から50年3月まで

昭和48年12月から49年3月までの期間及び49年11月から50年3月までの期間の納付記録について照会していたところ、加入及び納付の事実が確認できなかったとの回答があった。

申立期間当時、国民年金と国民健康保険の加入手続を、市役所窓口の担当者の指導により同時に申請し、国民年金保険料も市役所窓口を持参したと記憶しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、市役所窓口で国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に申請し、国民年金保険料は市役所窓口を持参したと主張しているが、申立期間当時、国民健康保険の窓口で国民年金の加入勧奨は行っていなかったこと、国民年金保険料の収納はすべて納税組合、自治会等に委託されており窓口では収納していなかったことなどが確認でき、申立内容には不合理な点が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効のため納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出され、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から42年3月まで
20歳の誕生日に町内会長が来て、20歳になったのだから国民年金保険料も集めると言って、町内会費と一緒に集金された。
それ以後、保険料を納付しており、毎月100円であったと記憶している。
未納になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、また、申立人は、申立期間について、納付組織の集金人である町内会長が集金により保険料を徴収していたと主張しているものの、申立人及びその夫は、国民年金の加入手続を自ら行っておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 1 月までの期間及び昭和 54 年 2 月から昭和 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 54 年 1 月まで
② 昭和 54 年 2 月から 61 年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、①昭和 53 年 4 月から 54 年 1 月までは保険料免除期間となっているとの回答をもらい、②54 年 2 月から 61 年 3 月までは納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

①昭和 53 年 4 月から 54 年 1 月までは、当時、経済的にも恵まれ免除を申請した覚えはなく、保険料はずっと口座振替で納付していた。また、②54 年 2 月から 61 年 3 月までは、54 年の 2 月に再婚し、当初から健康保険の被扶養者になっていたと思うが、61 年 4 月に第 3 号被保険者制度が始まり納付の必要が無いと教えられるまで、自分できちんと納付しており、未納期間となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初から口座振替により国民年金保険料を納付していたと申立てているが、口座振替に係る事実を確認できないほか、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金保険料の納付に関する記憶には曖昧な点が多く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所有する国民年金手帳の「国民年金の記録」によれば、申立人は、昭和 54 年 2 月に資格喪失し、61 年 4 月に資格取得したことに

なっており、54年2月から61年3月までは、未加入期間であったことを裏付けるものとなっている。

さらに、申立期間は96か月と長期間である上、申立期間以外にも2回、合計9か月の未納期間が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料を A 市役所（1 年間住んでいた他県の市）の支所で納めた。ほかの年度分は完納している。昭和 52 年度分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断理由

申立人は、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料を A 市で納付したとしているが、国民年金手帳の作成時に記載された住所は A 市から移転した直後の県内 B 市の住所になっている。

また、申立人の国民年金への加入手続等についての記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であるとともに、A 市に居住している間に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金被保険者台帳では、申立期間の前年度に当たる昭和 51 年度の国民年金保険料は、A 市から B 市に移転後の 54 年 2 月 12 日に納付されたことが確認でき、申立期間についてのみ A 市において納付したとする主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 5 月 21 日まで
② 昭和 36 年 7 月 11 日から 37 年 7 月 16 日まで

A社における厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 36 年 5 月 21 日に資格を取得し、同年 7 月 11 日に資格を喪失したとされている。36 年 3 月に高校を卒業してすぐに同社に就職し、また、就職後の 36 年 4 月から同年 10 月までの期間は、会社の負担でB専門学校に通っていたことから、同社で厚生年金保険に加入したのは入社した 36 年 4 月であり、資格を喪失したのは、転職のため退職した 37 年 7 月である。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無い。

申立人のA社における在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録は、同社が平成 14 年 6 月に解散しているため、いずれも確認できない。

申立人を含め同時期に入社したとみられる従業員の資格取得年月日を見ると、すべて昭和 36 年 5 月 21 日に資格取得と記録され、昭和 34 年度及び 35 年度の同時期に入社したとみられる従業員についても採用後一定期間経過後に資格を取得していることから、当時、当該事業所では、採用後一定期間経過後に資格取得手続を行っていたものと推認され、申立人のみが申立期間（上記①の期間）について厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、申立人が昭和 37 年 7 月 16 日に転職する際、同年 6 月 30 日現在で自ら作成し転職先の事業所に提出した履歴書には、A社を「昭和 36 年 7 月家事都合により退社」と記載され、36 年 7 月 11 日に資格を喪失した

とする社会保険庁の記録と一致しており、申立期間（上記②の期間）との相違がみられるが、その理由について申立人から合理的な説明は無い。

加えて、申立人によれば、B専門学校に在籍していた昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの学費全額を A 社に返納したとしており、同社の負担で働きながら同校に在学していたとする申立内容とも合致しない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答があった。当該事業所には、平成 13 年 10 月 31 日まで勤務しており、同年 10 月分の給与も満額支給されているので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の保管する出勤簿及び賃金台帳をみると、申立人は、平成 13 年 10 月 28 日以降は出勤しておらず、有給休暇取得の手続も行われていないことが確認できる。あわせて、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、当該事業所を平成 13 年 10 月 30 日に離職していることが確認できる。

また、申立人から提出を受けた預金通帳の写しをみると、申立人の主張どおり平成 13 年 10 月 31 日に最後の給与振込があり、その金額は前月と同額であることが確認できるものの、賃金台帳等によれば、当該事業所は当月分の厚生年金保険料を翌月分の給与から控除しており、申立人の同年 10 月分の給与から控除されている厚生年金保険料は同年 9 月分のみであることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月から20年1月まで
(A社)
② 昭和35年4月から39年8月まで
(B社)
③ 昭和47年4月から48年3月まで
(C社)
④ 昭和54年8月から60年5月まで
(D社)

私は、申立期間について上記4社に勤務していたが、厚生年金保険加入記録が無いとされた。それぞれの事業所に勤務していたことは確なので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

A社に係る申立期間①については、官公署の事業所であったため、申立期間当時においては厚生年金保険の適用事業所とはされておらず（当該事業所が強制適用事業所となったのは昭和40年9月1日）、申立期間については適用事業所とはなっていないことから、申立人が、当該事業所の厚生年金保険の被保険者となることはできない。また、勤務していた事実の確認ができない。

B社に係る申立期間②については、事業主から贈られた表彰状により、申立期間中に当該事業所に勤務した事実があることが確認できるが、勤務期間

の特定ができない。また、社会保険事務所の記録では、当該事業所に係る申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 39 年 7 月まで、申立人は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

C社に係る申立期間③については、申立人が当該事務所に勤務していた事実が確認できない。また、社会保険事務所の記録では、申立人は当該事業所に係る申立期間の全期間について、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

D社に係る申立期間④については、申立期間当時においては厚生年金保険の適用事業所とはされておらず（当該事業所が適用事業所となったのは平成 4 年 10 月 12 日）、申立期間については適用事業所とはなっていないことから、申立人が、当該事業所の厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、当該事業所に係る申立期間④のうち、昭和 56 年 5 月 12 日から 59 年 2 月 9 日までは、申立人の雇用保険の記録があり、当該期間について勤務していた事実の確認ができるが、また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所に係る申立期間のうち 54 年 8 月から 55 年 6 月までの期間及び同年 12 月から 60 年 5 月までの期間は国民年金に加入しており、55 年 7 月から同年 11 月までは、ほかの事業所の厚生年金保険被保険者となっており、それぞれ保険料を納付していることが確認できる。

その他これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 51 年 9 月まで
私は、昭和 49 年 9 月から昭和 51 年 9 月末までY社に勤務しており、社会保険だった記憶があるので加入は間違いないので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和 49 年 9 月 1 日から 51 年 8 月 31 日までY社に勤務していたことが確認できる。

しかし、Y社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、登記されている役員について確認したところ、申立期間に係る年金加入記録について確認ができなかった。

また、Y社は、登記簿上においても、平成 8 年 6 月に解散となっており、申立人も給与明細等を保管していないことから、申立てに係る厚生年金保険料が控除された事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

さらに、申立人の厚生年金保険料控除に関する記憶は曖昧であり、申立に係る事実を確認できる関連資料等は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで
② 昭和 50 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月から 50 年 10 月 31 日まで A 株式会社勤務していたが、社会保険庁の年金記録では、50 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの 2 か月しか厚生年金保険の加入記録が無かった。

当時、会計事務を担当しており、給与から保険料を控除していたことを覚えているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社での仕事の内容、会社の経営状況などを詳細に記憶しており、同社の同僚も申立人が勤務していたと証言していることから、申立期間において、同社に勤務していた可能性は高いが、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無く、保険料控除に関しては申立人の記憶が曖昧である。

また、申立期間の一部に、他の事業所での厚生年金保険被保険者期間や国民年金保険被保険者期間が含まれており、申立期間について厚生年金保険料を控除されていたとする申立人の説明に不合理な点がみられる。

このほか、A 株式会社は、既に全廃しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで B 株式会社に勤務していたが、社会保険庁の年金記録では、全期間について加入記録が無かった。

勤務期間中に会社創立 10 周年となり、その際に配られた記念品を持っているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に B 株式会社が創立 10 周年を迎え、その際に配布されたとする記念品を保有しているものの、雇用保険の加入記録によれば、申立期間は、雇用保険の被保険者期間となっていない。

また、給与明細書等、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人には厚生年金保険料を控除されていた記憶も無い。

さらに、B 株式会社は、政府管掌健康保険の適用事業所であるため、同社で厚生年金保険に加入した場合には、併せて政府管掌健康保険に加入することになるが、申立人には同健康保険に加入していた記憶が無く、社会保険庁が作成した同社の健康保険厚生年金被保険者名簿にも申立人の記載は無い。

このほか、B 株式会社は、既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 6 月まで

昭和 39 年 3 月に中学校を卒業し、同年 4 月から 41 年 6 月まで A 事業所に勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、同事業所における厚生年金保険加入記録が無いため納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所は、申立期間後の昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、事業主からの聴取結果により、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないことが認められる。

また、当該事業所の被保険者のうち、申立人が記憶していた当時の同僚 3 名の被保険者記録を確認したところ、いずれも厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 42 年 4 月 1 日となっているとともに、うち同年 4 月 1 日において国民年金に加入していた 1 名は、同日付けで厚生年金保険への切替手続が適正に行われていることが認められる。

さらに、申立人の厚生年金保険料控除に関する記憶は曖昧であり、このほかに申立てに係る保険料控除の事実を確認できる関連資料等はない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金事案 1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から29年10月まで

私は、昭和28年3月に自動車運転免許を取得し、上記申立期間においてはA株式会社の出張所で自動車運転手として勤務していた。

勤務していた当時の写真もあり、働いていたのは事実であるので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に対する照会結果によると、申立人が勤務していたとする出張所が設置されていた場所に、当時同社が工事中施設を建設したことは確認できる。

しかし、当時のA株式会社の社員名簿に申立人の氏名等が登載されていないほか、現在同社に保管されている昭和27年9月から31年10月までに同社が作成・届出をした資格取得届を調査した結果、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したことについての確認はできなかった。

また、A株式会社では、工事中施設の建設は自社で行うものの、施設の運用等については、下請が行うのが通例であり、現場従事者を直接雇用することはなかったのではないかと証言している。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認めることはできない。

徳島厚生年金事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から同年 12 月まで

私は、昭和 46 年 1 月 31 日に S 事業所を退職してすぐに B 事業所に就職し、同年 12 月まで勤務した。

社会保険事務所に対し、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、B 事業所は、厚生年金保険の適用事業所であることは確認できるが、申立期間に係る私の加入記録は無いとの回答であった。

健康保険及び厚生年金保険の保険料は掛けていたと記憶しており、勤務していた昭和 46 年 10 月 18 日には長女が生まれ、健康保険を使用したと思う。

当時の給与明細等の証拠資料は残っていないが、B 事業所に勤務していたのは事実であるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

また、申立人は、昭和 46 年 2 月から同年 12 月まで B 事業所で勤務したと申し立てているが、同社における申立人の人事記録では、申立人の勤務期間は、46 年 5 月 31 日から同年 9 月となっており、同様に、雇用保険被保険者期間の記録においても 46 年 5 月 31 日に資格取得、同年 9 月 31 日に資格喪失となっていることから、申立内容と異なっている。

さらに、B 事業所では、当時、採用後 3 か月間の見習期間を設けており、この申立人の勤務期間からすると、まだ正社員扱いにはなっておらず、給与から厚生年金保険料等の控除はしていないはずである旨を証言している。

なお、長女の母子健康手帳の中に、申立期間内の昭和 46 年 10 月 26 日

に「助産費支給済」として処理した記録がみられるが、これは、当時の国民健康保険制度上の給付であることから、申立人は、B事業所退社後の46年10月当時、国民健康保険に加入していたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 15 年 2 月から 16 年 12 月まで
② 昭和 17 年 2 月から 19 年 1 月まで

昭和 15 年 2 月から 16 年 12 月までの期間及び 17 年 2 月から 19 年 1 月までの期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、加入記録が無いとの回答であった。

しかし、昭和 19 年 2 月に海軍に召集されるまで、A社B工場で工員として勤務しており、給与袋に年金等の掛金の控除額が記載されていたことを記憶している。

厚生年金保険（当初は労働者年金保険）制度は、昭和 17 年 6 月から始まったとのことであるが、それ以前もA社の共済組合に保険料を納付しているので、上記の期間について、被保険者であることを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社共済組合は、厚生年金保険（当初は労働者年金保険）制度開始以前から、独自に年金事業を行っており、昭和 17 年 6 月の労働者年金保険法施行の際、同共済組合の組合員であった者は、労働者年金保険法適用除外申請を行うことにより、引き続き組合員の資格を有することができた。同共済組合に保管されている労働者年金保険法適用除外申請書の名簿に申立人の氏名が記載されており、申立人は、当時、引き続き同共済組合の組合員としての身分を有していたものと考えられる。

また、この取扱いは、昭和 23 年 8 月に廃止され、同年 8 月以降もA社に勤務する者は 17 年 6 月にさかのぼって厚生年金保険の被保険者となっているが、申

立人は、厚生年金保険被保険者への遡及適用^{てきゅう}が行われた 23 年には既に退職しており、17 年 6 月にさかのぼって、厚生年金保険の被保険者となっていないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間中、A 社共済組合の組合員であったと考えられ、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。